

315 東京帝国大学助手平野義太郎私立中央大学へ出講許可指
令案
〔大正十一年四月十七日〕

大正十一年四月十七日

(堀越英二)

課長 (中村恭平)

庶務課 (野口広二) (爲巻常四郎) (今西喜蔵)

総長 (古在由直)

案

東京帝国大学助手 平野義太郎

印
本年四月一日付願中央大学ニ於テ民法債権各論講義心嘱ノ件許
可ス

年 月 日

総 長

(欄外注記1)

出講願

今般私立中央大学ヨリ講師ヲ依嘱セラレ民法債権各論(一週午
前二時間)出講仕度右此段御願申上候也

大正十一年四月一日 法学部助手 平野義太郎 ㊟

東京帝国大学総長 古在由直殿

(欄外注記1)

〔四月十七日指令済〕

〔検印録〕自大正十一年至大正十二年、㊟F18〕